

## 福島県地域防災サポーター登録制度に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の実情に応じた防災活動の活性化を支援するため、防災・減災について一定の知識及び技術を有する防災士を福島県地域防災サポーター（以下「地域防災サポーター」という。）として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (活動)

第2条 地域防災サポーターは、福島県の防災事業に参画し、地域防災力の向上を図るため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 自主防災組織の設立・運営に関すること
- (2) 日常的な防災・減災活動に関すること
- (3) 地区防災計画の策定に関すること
- (4) 災害対応力の向上に関すること
- (5) 防災・減災知識の普及及び啓発に関すること

### (遵守事項)

第3条 地域防災サポーターは、前条各号に規定する活動に関し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 一切の商行為を行わないこと。
- (2) 自主防災組織等に対して活動を強制しないこと。
- (3) 自主防災組織等の支援要望をできる限り尊重すること。
- (4) 知り得た個人情報を第三者に提供し、又は他の目的に使用しないこと。

### (登録資格)

第4条 地域防災サポーターの登録資格を有する者は、次に掲げる項目に該当する者とする。

特定非営利活動法人日本防災士機構に認証された防災士資格を有する者

### (登録期間及び登録方法)

第5条 地域防災サポーターの登録期間は、登録の日から登録した年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、いずれからも異議の申し入れがないときは、1年間更新するものとし、以降も同様とする。

- 2 地域防災サポーターの登録は、福島県地域防災サポーター登録制度登録申請書（様式第1号）を知事に提出することにより行うものとする。
- 3 知事は、前項の申請を受けたときは申請の内容を審査し、適当と認める場合は福島県地域防災サポーター登録制度登録者台帳（様式第2号）（以下「登録者台帳」という。）に必要な事項を登録する。
- 4 知事は、前項により登録者台帳に登録された者（以下「登録者」という。）に対して

福島県地域防災サポーター登録制度登録通知書（様式第3号）を交付する。

（活動内容の報告）

第6条 登録者は登録年度中に地域防災サポーター登録制度活動報告書（様式第5号）により活動した内容を報告しなければならない。

（登録内容の変更）

第7条 登録者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに当該変更に係る事項について福島県地域防災サポーター登録制度登録内容変更届出書（様式第4号）により知事に届け出なければならない。

（登録抹消）

第8条 知事は、その必要が認められる場合、地域防災サポーターの登録を取り消すことができる。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

（県の役割）

第10条 県は、登録者の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

（1）防災に関する研修、知識習得等の機会提供

（2）その他登録者の円滑な活動に必要な事項

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。